

「淡路花博 25 周年記念 花みどりフェア」 実施計画策定等業務委託先企画提案募集要項

兵庫県では、国際園芸・造園博覧会（ジャパンフローラ 2000）の開催から 25 周年を記念し、「淡路花博 25 周年記念 花みどりフェア」を開催します。

花みどりフェアの開催に向けては実施計画等を策定するため、実施計画策定等業務委託の企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集します。

1 募集内容

「淡路花博 25 周年記念 花みどりフェア」実施計画等作成業務委託

項目	内容
業務内容	2025 年に開催予定の淡路島での祭典「淡路花博 25 周年記念 花みどりフェア」における実施計画の策定等（詳細は別紙「淡路花博 25 周年記念 花みどりフェア」実施計画策定等業務委託仕様書のとおり）
委託期間	委託契約締結の日 ～ 2024 年 6 月 30 日
限度額	本事業の総額 15,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）
提案募集の内容	仕様書のうち、下記事項についての提案を求める (1) 以下の行催事計画案 ※仕様書の P4「③展示・行催事計画」に記載の計画立案にかかる留意点を参考にすること。複数の提案も可とする。 ○淡路島ならではの目玉事業となる行催事計画案 ○淡路花博の理念を継承し発展させる取組案 (2) 広報計画 (3) その他、独自に取り組みたい事項等（誘客に繋がる工夫、協賛・広告収入・クラウドファンディング等財政計画策定に資する工夫、フェア実施に活用できる自社の強み等、自由記載）
スケジュール	令和 5 年 11 月 7 日（火） 募集及び質問受付開始 令和 5 年 11 月 14 日（火） 質問受付終了 令和 5 年 11 月 24 日（金） 企画提案書等の提出期限 令和 5 年 11 月 30 日（木） 審査会【予定】 令和 5 年 12 月 1 日（金） 審査結果通知発送【予定】

2 応募要領

(1) 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- ② 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- ④ 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。もしくは、共同実施する事業者がその許認可等を受けていること。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- ⑦ 国、県又は市町村からの出資、出えんを受けている団体でないこと。
- ⑧ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 審査について

① 審査方法

提出された書類を基に、「淡路花博25周年記念 花みどりフェア」実施計画策定等業務委託事業者選定にかかる企画提案コンペ審査会（以下、「審査会」という。）において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を選定する。審査にあたっては、提案事業者に対し、企画提案申込書に関するプレゼンテーションを求めるとともに、ヒアリングを実施するものとする。

② 審査基準

以下の評価項目により審査を行う。

評価項目		評価の着眼点
本業務の実施体制	実施体制	○本業務を実施するのに十分な人員を配置しているか。
	業務実績、資格等	○管理者等の業務実績は十分か。
		○業務遂行に必要な資格やノウハウを有しているか。
経費の妥当性	○経費が明確に示されているか。費用対効果の高いものか。	
事業内容等説明書	淡路島ならではの目玉事業となる行催事計画案	○提案に具体性、現実性があるか。 ○国内外からの誘客が期待できる魅力的な提案となっているか。 ○淡路島の地域資源を活用し、特性や魅力をPRする提案となっているか。 ○仕様書に記載した展示・行催事計画立案にかかる留意点に対応した提案となっているか。
	淡路花博の理念を継承し発展させる取組案	○提案に具体性、現実性があるか。 ○国内外からの誘客が期待できる魅力的な提案となっているか。 ○淡路花博の理念を継承し発展させる工夫がなされているか。 ○仕様書に記載した展示・行催事計画立案にかかる留意点に対応した提案となっているか。
	広報計画	○提案に具体性、現実性があるか。 ○国内外からの誘客が期待できる提案となっているか。 ○効果が期待できる提案となっているか。
	その他、独自に取り組みたい事項等	○提案に具体性、現実性があるか。 ○誘客に繋がる工夫や協賛等財政計画策定に資する工夫等、フェアの実施にかかる貢献度が高い提案となっているか。

③ その他

- ・審査会の日時・会場等は別途通知する。
- ・審査結果は、応募者全員に対して通知する。
- ・受託先候補として選定された者は、淡路花博 25 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び一般財団法人淡路島くにうみ協会と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、提案内容の一部修正を求める場合がある。

(3) 提出様式等

① 企画提案申込書（様式 1）

② 事業内容等説明書（様式任意）

※ 以下の内容を A 3 用紙 2 枚の範囲内で提案してください。図表等を用いることは可能です。

ア) 以下の行催事計画案

- ・淡路島ならではの目玉事業となる行催事計画案
- ・淡路花博の理念を継承し発展させる取組案

イ) 広報計画

ウ) その他、独自に取り組みたい事項等

③ 本業務の実施体制（様式 2）

④ 宣誓書（様式 3）

⑤ 経費見積書（様式任意）※ ただし、業務に携わる人員の人件費単価や業務日数のほか、ロゴ・シンボルマークやメインビジュアル作成費等の実費等、内訳を示すこと

⑥ 事業実施に必要な許認可等を証する書類（提案内容による）

⑦ 県税（県内に事業所を有する事業者に限る）、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類〔納税証明書等〕（県の入札参加資格を有している場合は除く）

⑧ 登記簿謄本（法人のみ）

⑨ 共同企業体協定書（共同企業体で参加の場合のみ、様式任意）

※ 代表企業に参加申し込みの権限を付与すること

⑩ 共同企業体届出書（共同企業体で参加の場合のみ、様式 4）

(4) 質疑応答

ア 提出方法

質問は質問書（様式第 5）により、電子メールで送信するものに限り、件名を「淡路花博 25 周年記念花みどりフェア」実施計画策定等業務に関する質問」として、送信した日に淡路花博 25 周年記念事業実行委員会事務局（以下「事務局」という。）から受信確認メールの返送がない場合は、必ず翌日に下記問い合わせ先に電話で連絡してください。なお、電話による質疑は一切受け付けません。

イ 提出期限

令和 5 年 11 月 14 日（火）午後 5 時（必着）

ウ 提出先

「(6) 提出・問い合わせ先」に記載の e-mail アドレスに送信してください。

エ 回答方法

質問に対する回答は、原則として令和 5 年 11 月 17 日（金）までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知します。

また、必要に応じて質問及び回答の概要を一般財団法人淡路島くにうみ協会のホームページにて公開します。

オ その他

質問受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しません。

また、評価基準の配点については質問の対象外とします。

(5) 企画書等提出期限

令和5年11月24日(金)17:00必着(持参または郵送)

上記(3)の様式を提出のこと(正本1部 副本6部)

持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く9:00~12:00及び13:00~17:00

なお、事業内容等説明書、本業務の実施体制、経費見積書については、PDFデータも「(6)提出・問い合わせ先」に記載のe-mailアドレスに送信して下さい。

(6) 提出・問い合わせ先

淡路花博25周年記念事業実行委員会事務局(兵庫県まちづくり部公園緑地課内)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館11階

TEL 078-362-9309 FAX 078-362-4454

e-mail kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp

(7) 契約条件

① 契約形態

委託契約とする。

② 契約限度額(消費税及び地方消費税含む)

15,000,000円

③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を実行委員会に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

④ 委託費の支払条件

原則、実績確認に基づく精算払いとする。

⑤ 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、事務局及び一般財団法人淡路島くにうみ協会との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

⑥ 業務の適正な実施に関する事項

・受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、事務局及び一般財団法人淡路島くにうみ協会と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

・受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。